

◆ 学生の休学の基準等

(1) 学生の休学の基準

制定	昭38. 12. 17	評議会可決
改正	同45. 11. 17	同47. 10. 17
	同61. 2. 18	平15. 1. 21
	同16. 11. 29	同19. 3. 22
	同22. 3. 25	同30. 3. 2
	令 6. 3. 19	

東京大学教育研究評議会規則第4条第1項第8号に規定する学生の身分に関する重要事項として、休学についての基準を次のように定める。

第1条 次の各号の1に該当する者に対しては、東京大学学部通則第19条第2項の規定により休学を許可することができるものとする。

- (1) 海外の教育・研究施設において修学するため2月以上の休学を必要とする者
- (2) 海外における調査、見学のため2月以上の休学を必要とする者
- (3) 経済的理由によつて2月以上の休学を必要とする者
- (4) 外国人学生で、やむを得ない事情により一時帰国するため2月以上の休学を必要とする者
- (5) 出産又は育児のため2月以上の休学を必要とする者
- (6) 学生が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子、配偶者の父母その他総長が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため2月以上の休学を必要とする者
- (7) 学生が自発的に社会に貢献する活動で総長が別に定めるものに参加するため2月以上の休学を必要とする者
- (8) 本学の医学部医学科の学生で、東京大学大学院学則第16条第3項第8号の規定により本学大学院の医学を履修する博士課程に在学するため休学を必要とする者
- (9) 外国人学生で、在留資格認定証明書が交付されないことにより入国できないため2月以上の休学を必要とする者
- (10) 第1号から第9号までに掲げるもののほか、学生本人の意思にかかわらず、教育研究の機会が保障されない状況にあるため2月以上の休学を必要とする者

第2条 次の各号の1に該当する者に対しては、東京大学学部通則第19条第4項の規定により休学を命ずることができるものとする。

- (1) 感染症のため修学することが適当でないと認められた者
- (2) 精神障害のため修学することが適当でないと認められた者

附 則

この規則は、平成15年1月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年11月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行し、改正後の第1条第8号の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の第2条第1号の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年3月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 学生の休学の基準に関する要介護者及び社会に貢献する活動の範囲について

〔 総 長 裁 定 〕
平成15年 1 月 21 日

1. 学生の休学の基準第1条第6号の総長が別に定める者は、次に掲げる者であって学生と同居しているものとする。
 - ① 祖父母及び兄弟姉妹
 - ② 学生又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び学生との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げる者
 - イ) 父母の配偶者
 - ロ) 配偶者の父母の配偶者
 - ハ) 子の配偶者
 - ニ) 配偶者の子
 - ホ) 孫（その父母のいずれかが死亡している者に限る。）
2. 学生の休学の基準第1条第7号の総長が別に定める活動は、次のとおりとする。
 - ① 青年海外協力隊その他の国際協力を行う団体に参加する活動
 - ② 学生が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合であって、下記の事項の一に該当し、休学することが適当であると認められるとき。
 - イ) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺における生活関連物資の配布その他被災者を支援する活動
 - ロ) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動
 - ハ) イ) 及びロ) に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(3) 初年次特別休学の取扱いについて

〔 教 育 研 究 評 議 会 〕
平成 24 年 11 月 27 日

東京大学学部通則第19条の2に規定する初年次における特別な休学（以下「初年次特別休学」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

1. 教養学部長は、初年次長期自主活動プログラムに採用された者に対して初年次特別休学を許可することができる。
2. 初年次特別休学の期間は、当該学年の初めから終わりまでとし、延長は認めない。
3. 前条の期間内の復学は、やむを得ない場合を除き、認めない。
4. この取扱いは、平成25年4月1日から施行する。

(4) 休学期間に算入しないことができる休学の事由および期間について

〔 教育研究評議会 〕
令和6年3月19日

東京大学学部通則第20条第4項（東京大学大学院学則第29条第2項及び東京大学大学院専門職学位課程規則第18条第2項において準用する場合を含む。）に規定する休学期間に算入しないことができる事由及び期間の取扱いについて、次のとおり定める。

第1条 休学期間に算入しないことができる休学の事由及び期間は、次の各号に定めるところによる。ただし、学部又は研究科若しくは教育部の長は、第3号に規定する事由が生じているかどうか又は当該事由が継続しているかどうかを判断するにあたっては、教育運営委員会の意見を聴くことを要する。

- (1) 学生の休学の基準第1条第4号に該当する場合であって、出身国の法令に基づく義務に服するとき2年を限度として当該義務に服する期間
- (2) 学生の休学の基準第1条第9号に該当する場合 1年以内
- (3) 学生の休学の基準第1条第10号に該当する場合 1年以内

第2条 前条の規定にかかわらず、同条第2号又は第3号に該当する場合であって、当該期間の経過後も当該事由が継続していると学部又は研究科若しくは教育部の長が認めるときは、引き続き当該事由が継続する期間を休学期間に算入しないことができる。この場合において、学部又は研究科若しくは教育部の長は、同条第2号又は第3号に定める期間ごとに、当該事由の継続の有無を判断するものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。